

岩手県普代村地域おこし協力隊募集要項

普代村では、人口減少対策の一環として地域外の人材を活用し地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本村への定住・定着を促進するため、地域おこし協力隊を募集しています。

1. 募集人員及び活動内容

観光の進行に関する活動分野 … 若干名

- ① 村の観光行政において、「みちのく潮風トレイル」、「陸中黒埼灯台」、「国民宿舎くろさき荘」などの観光資源を活用した主体的なコーディネート業務
- ② 村の観光資源を活かした滞在型観光に向けた体験プログラムの企画・開発業務
- ③ 交流人口及び関係人口の拡大に資する観光プロモーション業務
- ④ 上記①～③を関係団体や地域住民と協力しながら多面的に観光振興を進めていただける方。

2. 応募条件

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 年齢が 20 歳以上 58 歳未満の方（性別不問、女性の方や家族での居住歓迎）
- (2) 3 大都市圏及び都市地域等（※1）から生活の拠点（住民票）を普代村へ移すことができる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方
- (4) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (5) 協力隊任期終了後も本村に定住する意思のある方
- (6) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (7) 地方公務員法第 16 条（※2）に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (8) 活動に際して村の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) パソコンの基本ソフト（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方

※1 上記(2)の「3 大都市圏及び都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県並びに、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半

島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいう。

※2【地方公務員法抜粋】

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：週5日間（業務によっては土日祝日に勤務する場合があります。）
- (2) 勤務時間：1日7時間（原則、午前9時から午後5時、昼休憩1時間）

4. 雇用形態及び期間

- (1) 普代村の第1号会計年度任用職員（パートタイム）
- (2) 初年度の任用期間は令和3年3月31日までとし、最長3年まで更新できるものとします。
- (3) 協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5. 報酬

月額：146,900円

※その他、賞与（年2回）、時間外手当が支給されます。

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 活動期間中の住居については、村が用意します。
※住宅料は村が負担しますが水道光熱費等は個人負担です。
- (2) 活動用の車両を貸与します。また、車両燃料費は月100円を上限に村が負担します。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。

- (4) 業務に支障がなければ、兼業が認められます。
- (5) 普代村地域おこし協力隊起業支援補助金による起業支援を行います。
※3年間の任期満了前1年及び満了後1年以内となります。

7. 応募手続等

- (1) 応募受付期間
随時、郵送または持参で受け付けます。
※採用者が決定次第、募集を終了します。
- (2) 提出書類
 - ①様式第1 普代村地域おこし協力隊員申込書
 - ②様式第2 普代村地域おこし協力隊員応募レポート
テーマ:応募の動機、活かしたい私の能力と取り組んでみたいこと。(800字程度)
 - ③住民票の写し
(応募時に取得した住民票の写しとします。(コピー可))
 - ④普通自動車運転免許証の写し

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。また、選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。
- (3) 提出先・問い合わせ先
〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2
普代村役場 政策推進室「地域おこし協力隊」担当
電話：0194-35-2114 FAX：0194-35-3017
E-mail：f-seisaku@vill.fudai.iwate.jp
- (4) 募集等に関する質問
募集に関する質問は、様式第3「普代村地域おこし協力隊申込みに関する質問票」により、ファックス、メールでお願いします。電話での質問は、受け付けませんのでご了承ください。
- (5) 現地視察
応募希望者で村内視察を行ったうえで応募を判断したい方には、「おためし移住体験施設」の利用、「おためし移住交通費助成金」制度の活用が可能となります。
 - ① おためし移住体験施設 … 2泊3日以内で宿泊が可能
※食事等の提供はありません。
 - ② おためし移住交通費助成 … 3万円を上限に移動に係る交通費を助成
※申請書及び領収書等の提出が必要となります。

※ 詳細につきましては、上記様式第3「普代村地域おこし協力隊申込みに関

する質問票」によりご連絡願います。

10. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、普代村において面接試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※第2次選考試験に要する交通費、宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終結果通知

最終結果については、第2次選考受験者全員に文書で通知します。